専門医療機関連携薬局（以下この章において「地域連携薬局等」という。）の開設者が第六条の二第三項若しくは第六条の三第三項若しくは第四項の規定若しくは第七十二条第五項若しくは第七十二条の二第三項に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるとき」を、「当該薬局開設者」の下に「若しくは当該地域連携薬局等の開設者」を加え、「薬局に」を「薬局若しくは地域連携薬局等に」に改め、同条第四項中「第六十五条の五」を「第六十五条の四」に改め、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「第十八条第三項、第二十三条の二の十五第三項、第二十三条の三十五第三項」を「第十八条第五項、第二十三条の二の十五第五項、第二十三条の三十五第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　厚生労働大臣は、第七十五条の五の二第一項の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、同項に規定する課徴金対象行為者又は同項に規定する課徴金対象行為に関して関係のある者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員に、当該課徴金対象行為者若しくは当該課徴金対象行為に関して関係のある者の事務所、事業所その他当該課徴金対象行為に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは当該課徴金対象行為者その他の関係者に質問させることができる。

第六十九条の二第一項中「第六項」を「第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第二項中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第六十九条の三中「第十八条第三項、第二十三条の二の十五第三項、第二十三条の三十五第三項」を「第十八条第五項、第二十三条の二の十五第五項、第二十三条の三十五第五項」に、「採る」を「とる」に改める。

第七十条第一項中「第六十五条の五」を「第六十五条の四」に、「第六十五条の六」を「第六十五条の五」に改め、同条第二項中「第六十五条の五」を「第六十五条の四」に改め、同条第四項中「第六十九条第七項」を「第六十九条第八項」に改める。

第七十二条第一項中「第十二条の二第一項第一号」を「第十二条の二第一項第一号」に、「第二十三条の二の二第一号」を「第二十三条の二の二第一項第一号」に、「第二十三条の二十一第一項第一号」を「第二十三条の二十一第一項第一号」に改め、同条第二項中「第六十五条の六」を「第六十五条の五」に改め、同条第三項中「第十三条第四項第一号、第二十三条の二十二第四項第一号」を「第十三条第五項、第二十三条の二十二第五項」に、「第四十条の二第四項第一号」を「第四十条の二第五項」に、「第六十五条の六」を「第六十五条の五」に改め、同条第四項中「第三十四条第三項、第三十九条第四項」に、「第四十条の五第三項第一号」を「第四十条の五第四項」に、「第六十五条の六」を「第六十五条の五」に改め、同条に次の一項を加える。

5　都道府県知事は、地域連携薬局等の開設者に対して、その構造設備が第六条の二第一項第一号又は第六条の三第一項第一号の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に適合しない場合においては、その構造設備の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間当該施設の全部若しくは一部を使用することを禁止することができる。

第七十二条の二第二項中「第三十条第二項第一号」を「第三十条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、地域連携薬局等の開設者に対して、その地域連携薬局等が第六条の二第一項各号（第一号を除く。）又は第六条の三第一項各号（第一号を除く。）に掲げる要件を欠くに至ったときは、当該要件に適合するようにその業務を行う体制を整備することを命ずることができる。

第七十二条の二の次に次の一条を加える。

第七十二条の二の二　厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器の修理業者に対して、都道府県知事は、薬局開設者、医薬品の販売業者、第三十九条第一項若しくは第三十九条の三第一項の医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者に対して、その者の第九条の二（第四十条第一項及び第二項並びに第四十条の七第一項において準用する場合を含む。）、第十八条の二、第二十三条の二の十五の二（第四十条の三において準用する場合を含む。）、第二十三条の三十五の二、第二十九条の三、第三十一条の五又は第三十六条の二の二の規定による措置が不十分であると認める場合においては、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第七十二条の四第一項中「前三条」を「第七十二条から前条まで」に改め、同条第二項中「第十四条第十項」を「第十四条第十二項」に改める。

第七十二条の五の見出しを「（違反広告に係る措置命令等）」に改め、同条第一項中「都道府県知事は、」の下に「第六十六条第一項又は」を、「中止」の下に「、その行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示」を加え、「採る」を「とる」に改め、同項に後段として次のように加える。

その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

一　当該違反行為をした者

二　当該違反行為をした者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

三　当該違反行為をした者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

四　当該違反行為をした者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた者

第七十二条の五第二項中「都道府県知事は、」の下に「第六十六条第一項又は」を加え、「承認前の医薬品等に係る違法広告」を「特定違法広告」に改める。

第七十二条の六中「承認前の医薬品等に係る違法広告」を「特定違法広告」に改める。

第七十四条の二第一項中「同条第十三項」を「同条第九項」を「同条第十一項」に、「第二十三条の二十五第九項」を「第二十三条の二十五第十一項」に改め、同条第三項第一号中「第十二条第二項、第二十三条の二第二項」を「第十二条第四項、第二十三条の二第四項」に、「第二十三条の二十第二項」を「第二十三条の二十第四項」に改め、同項第三号中「第十四条第七項」の下に「若しくは第九項」を、「第二十三条の二十五第六項」の下に「若しくは第八項」を加え、同項第六号中「第十四条第十項」を「第十四条第十二項」に改める。

第七十五条第一項中「業務を行う」を「薬事に関する業務に責任を有する」に、「、第十二条の二第三号、第十三条第四項第二号（同条第七項」を「若しくは第十二条の二第二項、第十三条第六項（同条第九項」に、「第二十三条の二の二第三号、第二十三条の二十一第三号、第二十三条の二十二第四項第二号（同条第七項」を「第二十三条の二の二第二項、第二十三条の二十一第二項、第二十三条の二十二第六項（同条第九項」に、「第二十六条第四項第三号、第三十条第二項第二号、第三十四条第二項第二号、第三十九条第三項第二号、第四十条の二第四項第二号（同条第六項」を「第二十六条第五項、第三十条第四項、第三十四条第四項、第三十九条第五項、第四十条の二第六項（同条第八項」に、「第四十条の五第三項第二号」を「第四十条の五第五項において準用する第五条（第三号に係る部分に限る。）」に改め、同条に次の二項を加える。

4　都道府県知事は、地域連携薬局の開設者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、地域連携薬局の認定を取り消すことができる。

一　地域連携薬局が、第六条の二第一項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

二　地域連携薬局の開設者が、第六条の四第一項の規定又は同条第二項において準用する第五条（第三号に係る部分に限る。）の規定に該当するに至ったとき。

三　地域連携薬局の開設者が、第七十二条第五項又は第七十二条の二第三項の規定に基づく命令に違反したとき。